

## 横浜市船舶給水料金

横浜はしけ運送事業協同組合 船舶給水営業所 Tel 201-8100

平成 9 年 4 月 1 日 実施

直接給水	基準料金	1 m <sup>3</sup> につき	480 円
	自動給水機	1 m <sup>3</sup> につき	370 円
	最低給水量 20 m <sup>3</sup> (ただし、自動給水機による給水を除く)		
運搬給水	甲 水域	1 m <sup>3</sup> につき	730 円
	乙 水域	1 m <sup>3</sup> につき	1,095 円
	甲水域及び乙水域以外の隣接水域 1 m <sup>3</sup> につき	大黒防波堤西燈台から 1 海里まで毎 に 365 円を乙水域の料金に加算した額	
	最低給水量 50 m <sup>3</sup>		
割増料金	(1) 土・日・祝日、年末年始(12月29日 ～1月3日)の終日 (2) 平日の17時から翌朝8時30分まで		5割増

- ・自動給水機の給水票(コイン)は各海員生協にて委託販売しています。
- ・1回の給水量が表に規定する最低給水量に満たない場合であっても、最低給水量まで給水したものと計算します。

### (1) 甲水域

横浜本牧防波堤燈台、大黒防波堤西燈台及び大黒ふ頭第 11 号南端を順次結んだ線、大黒ふ頭、大黒波除堤西端及び塩水港精糖南端を結んだ線並びに陸岸により囲まれた範囲。

### (2) 乙水域

塩水港精糖南端及び大黒波除堤西端を結んだ線、大黒ふ頭、大黒ふ頭第 11 号南端及び大黒防波堤西燈台を結んだ線、大黒防波堤、大黒防波堤東燈台及び扇島西防波堤突端を結んだ線、扇島、A線並びに陸岸により囲まれた範囲。

(注) 上記により求めた額に、消費税相当額を加算(円未満を切捨て)。ただし外航船舶については免税取扱いのため除外。